

地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標

市立秋田総合病院は、昭和2年に秋田市社会事業として診療を開始した「市立秋田診療所」および昭和3年に伝染病院として開設した「市立上野病院」を前身としている。以来、診療科目を充実させながら、結核・精神・救急等の政策的な医療やがん診療等の高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関として、地域の中核的な病院の役割を果たしてきた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の社会経済的な要因のほか、診療報酬の改定等による病院の経営環境の変化など、市立秋田総合病院を取り巻く環境は厳しさを増してきている。また、病院内部にも市の職員定数の制約や医療の専門化・高度化に伴う医療職職員の確保等の課題も見られるようになってきた。

こうしたことから、これまで市立秋田総合病院が公的医療機関として提供してきた医療を確実に担保しつつ、経営責任が明確で、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応できる効率的な経営形態に移行するため、平成26年4月に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）を設立することとしたものである。

市立病院は、市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市の目指す「市民が健やかな心身を保ちながら健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

秋田周辺医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性が低い医療の提供

公的医療機関として、結核・精神等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児医療の充実を図ること。また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を設置し、運営すること。

(7) 高齢者に配慮した医療の充実

加齢に伴う身体的および精神的症状に対応し、高齢者に配慮した医療の充実に努めること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関や介護施設等との機能分担を図るとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。

5 災害時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の構築

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな

連携により、効率的な医療を提供できる診療体制の構築を図ること。

4 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

5 医業収入の確保

診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応により、確実に医業収入を確保すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、中期目標期間中における経常収支の黒字を堅持し、安定した財務基盤を確立すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。

2 新たな人事制度の構築

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度や給与制度などの新たな人事制度について検討し、その導入に努めること。

3 病院の改築と医療機能の拡充

施設・設備の老朽化・狭隘化の解消および医療の高度化・専門化に対応した機能の拡充等を図るため、病院の改築を計画的に進めること。